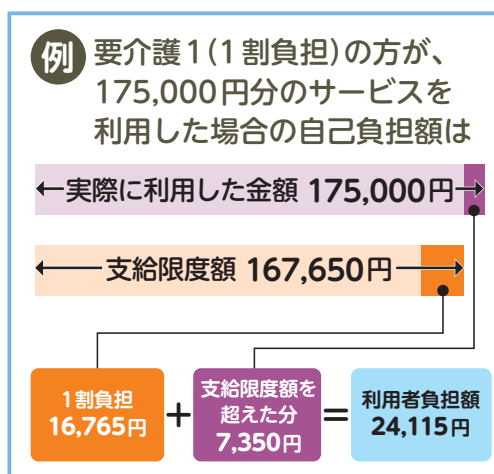


● 居宅サービス費用のめやす

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できます。要介護度ごとに1か月利用できる金額に上限(支給限度額)があり、めやすは下記のとおりです。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■ 介護保険サービスの支給限度額(1か月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円



○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。

■ 支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
 - 居宅介護住宅改修
 - 居宅療養管理指導
 - 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
 - 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

● 施設サービスの費用のめやす

施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

$$\text{施設サービス費の1～3割} + \text{居住費(滞在費)} + \text{食費} + \text{日常生活費(理美容代など)} = \text{自己負担}$$

居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は、施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

居住費(滞在費)				食費の負担限度額
ユニット型 個室※2	ユニット型 個室的多床室※2	従来型 個室※1	多床室※1	
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円※3 (915円)	1,445円

- ※1 ()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- ※2 ユニット型…個室を基本として、施設の居室をユニットと呼ばれるいくつかのグループに分け、それぞれのユニットをひとつの生活単位として、少人数による日常生活を通じてケアを行うものをいいます。
- ※3 令和7年8月より、介護老人保健施設及び介護医療院において、室料が徴収される場合は697円になります。

● 介護保険施設入所時の居住費と食費の負担軽減 (特定入所者介護サービス費)

利用者が住民税非課税世帯で預貯金が一定額以下の場合には、居住費・食費の利用者負担は、所得に応じた一定額(負担限度額)までとなり、負担の軽減が図られています。**負担軽減を受けるためには、区への申請が必要です。**預貯金の要件は、単身の場合は、第2段階は650万円以下、第3段階①は550万円以下、第3段階②は500万円以下、夫婦の場合は、1,000万円を加えた額以下になります。なお、別世帯の配偶者が課税されている方は対象外となります。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	居住費の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型個室 ^{※2}	ユニット型個室的多床室 ^{※2}	従来型個室 ^{※1}	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	880円	550円	550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円 ^{※3} 以下の方	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円 ^{※3} 超120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円	1,000円
第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の方	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円	1,300円

●対象となる施設は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び短期入所(生活・療養)介護です。

※1 ()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※2 ユニット型…個室を基本として、施設の居室をユニットと呼ばれるいくつかのグループに分け、それぞれのユニットをひとつの生活単位として、少人数による日常生活を通じてケアを行うものをいいます。

※3 令和7年8月より、80万円が80万9千円になります。

高齢夫婦等の世帯で一方が入所し、在宅で生活する配偶者等の収入が一定額以下となる場合には、居住費・食費について特例減額措置があります。詳しくは、介護保険課 給付係にお問い合わせください。

● 介護保険の自己負担が高額になったとき(高額介護サービス費)

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1~3割)の合計が高額になり、合計額が下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

自己負担の限度額(月額)

所得区分	限度額
住民税課税世帯(世帯内に以下の課税所得である第1号被保険者がいる)	
課税所得690万円以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方 ・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円 [*] 以下の方	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方	15,000円(個人)

●支給対象となった方には、区からお知らせを送付します。

●施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

※令和7年8月より、80万円が80万9千円になります。

● 介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき(高額医療合算介護サービス費)

同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用して、8月1日から翌年7月末日までの介護と医療の自己負担額の合計額が下表の限度額を超えたときは、翌年7月末日時点で加入している医療保険者(国民健康保険・後期高齢者医療制度)への申請により、超えた部分が後から支給されます。

- 支給対象となる方は、医療保険の窓口へ申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

医療保険の所得区分(住民税基礎控除後の総所得金額等)	国民健康保険または被用者保険+介護保険(70歳未満) ^{※4}
901万円超	212万円
600万円超~901万円以下	141万円
210万円超~600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

医療保険の所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険(75歳以上)	国民健康保険または被用者保険+介護保険(70~74歳)
住民税課税所得690万円以上	212万円	
住民税課税所得380万円以上	141万円	
住民税課税所得145万円以上	67万円	
一般Ⅱ ^{※1}	56万円	
一般住民税課税所得145万円未満	56万円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ ^{※2}	31万円
	区分Ⅰ ^{※3}	19万円

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

※1 次の①・②の両方に該当する方①同世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる②同じ世帯の被保険者の「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が200万円以上(被保険者が2人以上の場合、合計320万円以上)

※2 世帯全員が住民税非課税の方

※3 世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の方(区分Ⅰで介護保険利用者が複数いる場合、介護保険分のみ区分Ⅱの限度額31万円で計算されるため、介護保険分のみ不支給となる場合あり)

※4 70歳未満の方の医療費は、自己負担額が1か月あたり21,000円以上(医療機関ごと、入院・外来別)のものが合算の対象

●生計困難な方への利用者負担額軽減制度

次の要件に該当する方は、申請し、認定を受けると費用（介護保険の利用者負担額、食費、居住費）の25%が軽減されます。ただし、利用しているサービスの提供事業者が東京都と文京区に減額の申出を行っている場合に限りです。



対象

住民税世帯非課税で次の①から⑤の全てに該当する方
(生活保護受給者を除く)

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ②預貯金等の額が、単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③自宅以外の家屋・その他日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産等を所有していないこと
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

利用できるサービス

◎介護サービス・介護予防サービス

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ■訪問介護 | ■定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| ●訪問看護 | ■夜間対応型訪問介護 |
| ●訪問リハビリテーション | ■看護小規模多機能型居宅介護 |
| ●訪問入浴介護 | ■地域密着型通所介護 |
| ■通所介護 | ■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| ●通所リハビリテーション | ■介護老人福祉施設における施設サービス |
| ●短期入所生活介護 | ※ ■は、介護サービスのみです。 |
| ●短期入所療養介護 | |
| ●認知症対応型通所介護 | |
| ●小規模多機能型居宅介護 | |

◎総合サービス事業の訪問型サービス 及び通所型サービスのうち国基準のサービス

介護保険サービスの医療費控除 (令和7年1月現在)

介護保険（介護予防）サービスの利用料は、一部、確定申告の医療費控除の対象になります。ただし、高額介護サービス費などで補てんされる金額を除きます。控除を受けるには、医療費控除の明細書（本人作成）の添付が必要です。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

1 居宅サービス

①自己負担額全額が対象となるもの（介護予防共通）

※支給限度額超過分も含みます。

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（食費・滞在費含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る）、看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護と合わせて提供されるもの、生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）、介護福祉士等による喀痰吸引等の対価

②①のサービスとあわせて利用した場合に対象となるもの（介護予防共通）

※支給限度額超過分は対象外。

訪問介護（生活援助中心型を除く）、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護を含まずに提供されるもの、生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る）、地域密着型通所介護、総合サービス事業の国基準サービス（訪問型・通所型）

2 施設サービス

- | | |
|------------------------------|-------------------------------|
| ① 介護老人福祉施設・
地域密着型介護老人福祉施設 | } 介護保険適用の自己負担額と食費と居住費の合計の2分の1 |
| ② 介護老人保健施設 | |
| ③ 介護医療院 | } 介護保険適用の自己負担額と食費と居住費の合計 |

3 主な対象外サービス

認知症対応型共同生活介護【認知症高齢者グループホーム】、特定施設入居者生活介護【有料老人ホーム等】、福祉用具貸与・購入、住宅改修
※医療費控除についての詳細は、税務署にお問い合わせください。

要介護認定をお持ちの方に対する障害者控除について

65歳以上で、身体障害者手帳などの手帳の交付を受けていない認知症高齢者や寝たきり高齢者などを対象に、一定の要件を満たす場合、障害者控除対象者認定書を発行します。詳しくは、区ホームページをご覧ください。
※ご不明な点等ありましたら、介護保険課介護保険管理係にお問い合わせください。